#### 体験型観光企画運営業務委託仕様書

## 1 業務の名称

体験型観光企画運営業務委託

## 2 業務の場所

豊橋市内

## 3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### 4 業務の目的

本市には、観光資源となり得る海や山等の豊かな自然やお祭りや伝統工芸などの独自の文化などが存在しており、体験型観光のポテンシャルは高いものの、総じて市外での知名度は低く、地域としてのブランドイメージもない。

そのため、恵まれた環境やこれらの観光資源の魅力を十分に活用するため、ブランドコンセプトの開発とコンセプトを共有する一体的な関係性の構築を図り、積極的な情報発信を行うことで、本市の体験型観光の知名度向上を実現する。

#### 5 体験型観光の定義

体験型観光とは、その土地が持つ自然や独自の風土をアクティビティや文化体験レジャーを通 して楽しむものの総称を指し、以下に例示する。

- ・海(マリンスポーツなど)
- ・水上(カヌー・カヤック・釣り・水泳・ラフティングなど)
- ・山(登山・トレッキング・ロッククライミング・フリークライミングなど)
- ・空中(スカイダイビング・パラグライダー・グライダーなど)
- ・屋外全般(ランニング・ハイキング・トレッキング・農作物収穫など)
- ・屋内全般(ものづくり・工場見学など)

### 6 業務の内容

#### (1)現状把握・分析の実施

本市における体験型観光の認知度や素材、実施状況等を調査し、現状の把握及び分析を行い、ブランドの定義づけを行うこと。

## ① 素材等の調査

本市エリア内における体験型観光の認知度や素材、実施状況、地域資源を活用し開催される体験やツアー、関係事業者等の調査を行い、現状の把握を行うこと。

# ② 発掘と提案

新たな体験型観光資源になり得る素材や事業者等について様々な検証を行い、企画・提案すること。

# ③ 分析と立案

調査結果に基づき現状分析を行い、本市と協議の上、ブランドコンセプトの設計やブランド戦略をまとめること。

#### (2)チームビルディングの実施

調査により判明した事業者等とブランドコンセプトを共有する一体的な関係性を構築すること。

#### ① 事業者等の募集

調査に基づく現状分析結果と、今後のブランド戦略やブランドコンセプトを説明し、趣旨に賛同する事業者等を募集すること。

### ② 関係性の構築

趣旨に賛同する事業者等の参画費用は無料とすること。ただし、一体的な関係性を構築する ために、ブランディングツールの表示や体験・利用者数の報告、情報更新の協力など必要な条 件を付すこと。なお、参画する事業者等とは官民問わず幅広い関係性を構築すること。

### ③ 協議会の運営

目指すブランド像の共有を図り、効果的な戦略展開が可能となるように、協議会等を設置し、 プロジェクト会議の実施ほか、その運営を行うこと。

#### (3)ブランディングツールの開発

目指すブランド像を表現するために、ブランドコンセプトに沿ったキャッチコピーやロゴ、Webサイトの開発、制作等を行うこと。

## ① ブランド要素の構成

設計したブランドコンセプトを、視覚的要素を含んだ一貫性のあるアウトプットにするために、 ブランドを構成する下記ブランド要素を開発し、本市と協議の上決定すること。

- ・ブランドキャッチコピー
- ・ブランドロゴマーク
- ・ブランドカラー

なお、開発したブランド要素データは、「Ai」、「JPEG」及び「PDF」ファイル形式で納品すること。

#### ② アクティビティ予約サイトへの特設サイトの設置

開発したブランド要素やアクティビティ事業者等の情報を一元化し、総合的な情報発信手段とするため、アクティビティ予約サイト上に特設サイトを設置すること。なお、サイトはPC版及びスマートフォン版に対応すること。

特設サイト上ではアクティビティ予約サイトに掲載・販売されている事業者の紹介に加え、掲載・販売していない事業者についても紹介を行うこと。

### (4)ブランドの展開・運用

ブランドの普及・浸透を図るために、戦略に基づいた宣伝グッズの制作や多種多様なタッチポイントの展開を行うこと。

## ① グッズの制作

参画した事業者等に、ブランディングツールを表示してもらう手段としてステッカー、幟旗のほか、必要に応じてリーフレット等を制作すること。なお、施設利用者や体験型観光体験者に無料配布するノベルティグッズは想定していない。

② 体験型観光商品の開発・磨き上げ

参画した事業者と連携し、開発したブランドコンセプトに合わせた体験型観光商品を企画開発・磨き上げの支援を実施すること。

③ タッチポイントの設定

ブランドの展開を図るために、必要かつ効果的な情報発信を行うこと。また、単なる情報発信 にとどまらず、顧客となり得る体験型観光顕在層のほか、潜在層を含む幅広い層からターゲット を絞り込み、ブランドに触れる多様なタッチポイントを設定すること。

## (5)販売実績等の報告

豊橋市内の体験型観光商品の販売実績について、購入商品の情報に加え、利用者の属性 (居住地、性別、年齢)も合わせて報告すること。

#### 7 成果目標

業務の実施により、10者以上の事業者等との関係性を構築できるよう努めること。

## 8 業務の実施体制

業務の進捗を管理する総括責任者を1人配置すること。また、業務を効果的に実施するための 担当者を必要数配置すること。

# 9 実績報告書等の提出

#### (1)成果報告書

業務の実施を完了したときは、業務内容、成果目標の達成状況及び業務の状況がわかる写真を含む成果報告書を提出すること。

#### 10 その他の留意事項

- (1)本市を始めとした関係機関と連携し、必要な情報の共有を行うなど、事業効果が高まるよう十分に配慮すること。
- (2)この仕様書に定めのない事項については、豊橋市と協議の上、定めるものとする。\_